



ます。今回の参加報告会では、「学校教育ボランティア」「医療・福祉系のボランティア」を予定しています。(学生課との共催企画です。)

日 時：4月19日(土) 13:20~15:00(予定)

場 所：未定

報告者：ボランティア活動を経験した在學生を予定

定 員：特に設けません。直接会場にお集まり下さい。

\*詳細については学内掲示板、ビラ等をご覧ください。

## ② 「これだけは知っておきたい一人暮らしの情報アレコレ」(展示コーナー)

快適な一人暮らしを応援するための情報満載の展示コーナーです。「コンビニ食に一工夫・簡単レシピ集」や「しつこい悪質商法の撃退法」などの資料を用意しています。あいた時間にちょっと立ち寄ってみてはいかがでしょうか?(保健センター、厚生課との共催企画です。)

日 程：4月28日(月)~5月14日(水)

場 所：図書館1階展示室

\*なお今年度は、1年生の皆さん全員に「快適な学生生活へのプレ・ナビゲーション」というタイトルの冊子をお配りする予定です。その内容を更にグレードアップして展示する予定です。是非ご覧ください。

## ③ キャリアグループ

職業興味テスト(VPI)や、相談室独自のワークシートを通じて、自分の進路・将来を考えていくグループです。みなさんが将来を考えるキッカケになることを願っています。前期4回行う予定ですが、定員制ですので受付開始日を設けています

日 時：第1回 5月10日(土) 13:00~17:00(4月14日受付開始)

第2回 5月30日(金) 15:00~19:00(5月6日受付開始)

第3回 6月21日(土) 13:00~17:00(5月26日受付開始)

第4回 7月4日(金) 15:00~19:00(6月9日受付開始)

場 所：グループカウンセリング室(学生相談室となり)

世話人：学生相談室スタッフ

定 員：各10名程度(学生相談室にて申し込み。先着順)

## ④ 春季セミナー「レポートやプレゼンもこれで安心!

コミュニケーションゲームで表現力を磨こう!

春季セミナーでは、コミュニケーションゲームを通じて、言葉や文章による表現を再認識して、大学生活に役立つ「コツ」を見つけてしまおうという、欲張りな内容を予定しています。もちろん、単にコミュニケーションゲームを楽しみたい、いろいろな人と話をしてみたいという人も大歓迎です。

日 時：5月31日(土)~6月1日(日) 1泊2日(予定)

場 所：学外(未定)

世話人：森 正明(文学部教授・相談員)

定 員：15名(学生相談室にて申し込み。先着順)

\*詳細については、学内掲示板・ビラ等をご覧ください。

「学生相談室」のことを、少しはわかってもらえましたか?「百聞は一見にしかず」です。時間があるときにのぞいてみてはいかがでしょうか?

教員相談員・専門相談員のプロフィール・相談時間などは、次号に掲載します。

## Current Topics

# 悪徳商法を撃退しよう！

「街を歩いていたら呼び止められて…」 「突然電話がかかってきて…」 「簡単にもうかる話があると誘われて…」 などなど、皆さんの周りには、色々な手段を使って高額な商品を買わせようとしていたり、不必要な契約を結ばせようとする、いわゆる「悪質業者」がたくさんいます。大学生は特に狙われているのです。契約をしてしまった後で困らないように、まずは引っかけからないための方法をお知らせしましょう。

### セールス・トークにご用心——悪質商法を撃退するための七箇条——

- ①家に訪ねてきたときは、まず相手の名前と用件を聞き、簡単にドアを開けないように。
- ②「おいしい話」は世の中にはないのだから、疑うことも必要。
- ③電話でのセールスには、曖昧な言葉を使わず、「必要ありません」「興味ありません」とはっきり伝える。
- ④「NO」と言う勇気が必要。契約はあなたの意志によるものだから、断っても問題はないはず。「相手に悪いから…」 「親切にしてくれたし…」 と考える必要はありません。
- ⑤契約する前に、「本当に自分に必要なのか」もう一度考えてみましょう。
- ⑥契約書は内容をじっくり読み、納得するまでサインや押印するのは止める。
- ⑦迷ったら自分一人では決めず、家族や友人などに聞いてみる。(相談室でもいいですよ)

### それでも契約してしまったら——クーリングオフ制度——

それでも、「相手の強引な手口で本当はしたくない契約をしてしまった」あるいは、「契約した後でよく考えてみたら自分には必要のないものだった」などということはよくあります。そういう時には「クーリングオフ制度」を利用しましょう。

クーリングオフとは、消費者が違約金などを払うことなく、契約を解除できる制度です。

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ・訪問販売による契約（キャッチセールス・アポイントメント商法等） | 8日以内  |
| ・電話勧誘による契約                       | 8日以内  |
| ・マルチ商法による契約                      | 20日以内 |
| ・特定継続的役務（語学教室、エステティックサロン等）       | 8日以内  |

に、書面による手続きが必要となります。ただし、何にでも適用できるわけではありません。手続き方法に関するアドバイスは学生相談室で受け付けていますので、来室するようにしてください。